

研究調査倫理について

2010.4.8
研究調査倫理委員会

1) なぜ研究調査倫理なのか

私たちは授業をよくするためにさまざまな調査を行っていますが、今まで調査協力者への配慮は調査者各人に任されてきました。しかし、調査協力者の人権を守ることはもちろんのこと、自らの研究の質をより高めるためにも、研究倫理に関する意識化をさらに進めていきたいと思えます。そのために、日本語教育研究科および日本語教育研究センターでは、「研究調査倫理ガイドライン」を策定することになりました。

今後はみなさんにガイドライン案をお示しし、フィードバックをいただく中でより適切なガイドラインの策定とその審査のしくみづくりを進めていきたいと思えます。自由な研究活動を制限するためというのではなく、よりよい教育研究環境についての意識を共有化するためにガイドラインが提案されていることをご理解いただき、より質の高い修士論文、博士論文を執筆していただきたいと思います。

2) 適用の範囲(または)

フィールドの範囲：早稲田大学で行う、人にかかわる日本語教育調査研究

申請者の範囲：日本語教育研究科専任教員、助教、日本語教育研究センター教授(任期付)、
准教授(任期付)、講師(任期付)、助手、日本語教育研究科の大学院生

3) 倫理審査委員会の設置と運用

倫理審査委員会のメンバー(ガイドライン第8条参照)

審査の流れ

- ・審査委員会は毎月(3月、8月以外)開催される。
- ・受付 審査 承認を1か月以内に終える。
- ・申請書を日本語教育研究科あるいは日本語教育研究センターのHPからダウンロードし、電子媒体で提出する。

4) スケジュール

- ・2009年度中にHPにガイドライン・申請書(案)として掲載予定。
- ・2010年度春学期は告知期間
告知期間中はガイドラインおよび申請書についてフィードバックを受け、改定をしていく予定。(2010年6月末まで)
フィードバック用紙をポータル申請フォームからダウンロードできるようにし、春学期中にガイドライン、申請書のフォームを確定する。
各自の研究における倫理については、演習担当教員、主指導教員と十分相談すること。
- ・2010年10月1日より施行